

(別紙)

「噴火警戒レベル1（平常（火山活動が活発化の傾向を示しているとき）」
について

第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

1. 協議会の体制

【現案】

1-2 火山活動に異常が認められたときの対応（対策編（案）P. 2～3）

(1) 噴火警戒レベル1（平常）のときの対応

噴火警戒レベル1（平常）においても、富士山で火山性地震などの火山活動が増加すると、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」を公表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、噴火警戒レベル1（平常）であつても火山活動が活発化の傾向を示している場合には、噴火に備えるため協議会（会議）を開催するなどして、気象庁や火山専門家等から火山活動の状況や見通し等について意見を聞き、防災対応を検討する。協議会及び構成機関は、火山活動が活発化の傾向を示しているときは、情報収集を積極的に行い、噴火に備える。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1（平常（火山活動が活発化の傾向を示しているとき）」と表記する。

【修正案】

1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応（対策編（案）P. 2～3）

(1) 噴火警戒レベル1（平常）のときの対応

噴火警戒レベル1（平常）においても、富士山で火山性地震などの火山活動が増加する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」を公表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会（会議）を開催するなどして、気象庁や火山専門家等から火山活動の状況や見通し等について意見を聞き、防災対応を検討する。協議会及び構成機関は、情報収集を積極的に行い、噴火等の異常事態に備える。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制）」と表記する。